

【道路災害】

道路災害に伴う防災情報

(第2報)

能代河川国道事務所

災害対策支部【注意体制(道路)】解除

能代河川国道事務所では、盛土法面崩落のため、8月6日9時00分より一般国道7号能代市戸草沢地内を片側交互通行規制としていましたが、応急復旧の結果、交通に支障がないことを確認したため、8月7日8時20分に解除しました。

また、盛土法面崩落のため、8月6日7時30分に「災害対策支部【注意体制(道路)】」を設置しておりましたが、管内の道路施設の応急復旧が完了したことから、8月7日8時20分に注意体制を解除しました。

◆災害支部体制

区分	注意体制	警戒体制	非常体制	体制解除
[道路]	[設置] 8月 6日 7時 30分	月 日 時 分	月 日 時 分	[解除] 8月 7日 8時 20分

一般国道7号 能代市戸草沢地内 片側交互通行 規制解除 8時20分 (解除)

※緊急・防災情報及び雨量・水位の情報については、こちらからご覧になれます。
(事務所HP) <http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/index.html>

《問い合わせ先》

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所
道路災害対策支部(道路)

TEL 0185-70-1001(事務所代表)

どろろ かんり かつよう なかじま まさひろ
道路管理課長 中嶋 正浩